

市民参加実施予定シート

予 定
平成29年4月1日時点

担当課(社会福祉課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	地域の福祉施策、福祉活動の在り方を示す計画を策定	市が考える市民等への影響	<メリット> ・地域における「自助・公助・共助」の機能を検討し、地域における福祉活動を推進する。 ・地域にかかわる組織・団体・人それぞれが、主体性をもって地域福祉に携わる環境づくりを推進する。 <デメリット> ・特に無し
名称	流山市地域福祉計画		
概要	平成29年度から平成33年度までの5か年における地域の福祉施策、福祉活動の在り方を示す計画を策定する。少子高齢化や核家族化の進展、災害発生時の助け合いなど課題に対して、「自助・公助・共助」の視点で整理し地域全体で福祉活動を推進できる環境づくりを進める。いつまでも元気で暮らせるまちづくり、安心して利用し続けられる制度など、持続可能性のある仕組みの在り方を検討する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/>	審議会等	H28.10～H29.1の間で4回	審議委員(専門家、公募の市民等)	流山市福祉施策審議会	審議会: 専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため パブリックコメント: 素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため その他(アンケート): 5か年の長期計画であるため、より多くの市民の声を聞き取る必要があると考えたため
	<input checked="" type="checkbox"/>	パブリックコメント手続	H28.11.21～H28.12.20	全市民等		
	<input type="checkbox"/>	意見交換会				
	<input type="checkbox"/>	公聴会				
	<input type="checkbox"/>	政策提案制度				
	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	H28.5～H28.6	無作為抽出による市民3000人(20歳～79歳)	アンケート	

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成27年度		平成28年度												平成29年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
				アンケート ↔				福祉施策審議会 ←-----→		パブリックコメント ↔					

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
審議会・パブコメ	平成29年3月10日	審議会の開催日程、パブリックコメントの実施期間について、実際の実施状況に合わせて修正しました。			